

内部統制システムに関する基本方針

大阪いずみ市民生活協同組合（以下「当組合」という。）は、関係会社とともに、健全な組織経営と事業実施を通じて、理念と経営目標の達成をめざします。

当組合は、「仕事の効率化」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の順守」「資産の保全」の4つの目的達成のために、内部統制に関する基本方針を定めます。当組合では、代表理事が内部統制を統括する機能を担い、当方針の推進に責任を持ちます。

当組合は、関係会社と、コーポレートガバナンスの方針の共有化を図るとともに、内部統制についても、当組合と関係会社（以下「いずみ市民生協グループ」）一体の体制を確立し、ともに推進します。

1. 理事・執行役員および職員の職務執行の適法性を確保するための体制

- (1) 専務理事は、理事・執行役員および職員が法令および規約規程等を順守し、確固たる倫理観を持って事業活動を行う組織風土をさらに高めるために「社会的責任基本方針」を定めます。
- (2) 「役職員・社員の基本姿勢」を定め、当組合の役職員と関係会社社員はこれを堅持して行動します。
- (3) コンプライアンス意識の醸成と定着を推進するために、機関運営本部はコンプライアンス体制推進部署として教育と行動提起を継続的に行います。
- (4) 「ヘルプライン運用に関する規程」に基づき、当組合の役職員、関係会社の社員、当組合や関係会社の委託・派遣従業員、ならびにその家族を対象にヘルプラインを設置し、すみやかな調査と是正を行う体制を推進します。
 - ①当組合は、コンプライアンスに関する相談またはコンプライアンス違反について通報したことを理由に、不利益な処遇は行いません。
 - ②ヘルプライン窓口は外部に設置し、「相談・通報者の確実な保護」「受付窓口の中立性」を図ります。
 - ③「ヘルプライン運用に関する規程」に基づき、ヘルプラインは、「お取引先のコンプライアンス窓口」としても案内します。
- (5) 当組合は、「反社会的勢力排除の基本方針」を定め、反社会的勢力との取引を遮断します。

2. 理事・執行役員の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会は「情報開示規約」に基づき、当組合の事業および財務の状況に関する情報の開示について、組合員に対する説明責任の観点から、開示に係る基準、範囲および手続きを定め、その適切な運用を行います。
- (2) 専務理事は、「文書管理規程」に基づき、理事の職務の執行に関わる情報について、管理対象とする文書、保存年限、保存形態、主管部署および保存場所等を明確にして保存します。
- (3) 「個人情報の保護に関する規則」および「情報資産の安全管理措置に関する規程」に基づき、業務上取り扱う重要な情報資産である個人情報、守秘義務情報、機密情報を各種の脅威から守り、適正かつ有効に活用する情報セキュリティ管理体制を推進します。

- (4) 透明性の高い経営の実現をめざし、情報開示を重要な課題の一つとして位置付け、その推進を行うため、機関運営本部に、広報（情報開示）担当を配置します。
- 担当は、いずみ市民生協グループの情報開示に関する正確性、適時性、網羅性を確保する活動を実施し、当組合の定める「情報開示規約」に則り積極的な開示を行います。

3. 損失の危険の管理（以下、「リスク管理」）に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、リスク評価とリスクへの対応を推進します。
- (2) 機関運営本部は、リスク管理体制の事務局を担い、事業におけるリスクを把握し評価します。
- (3) 当組合の各部局は、リスクの評価をした上で、優先順位を決め、事業方針および事業計画にリスク対応策を定めて、リスクの回避またはマイナスの影響を最小限にするコントロールを行います。
- (4) 機関運営本部は、職員のリスク感度の醸成と定着を図るために、教育と行動提起を継続的に行います。
- (5) 当組合は、「クライシス対応マニュアル」と「BCP（事業継続計画）」の整備を行い、教育訓練を実施し、緊急事態に備えます。

4. 理事・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会は「理事会規則」に基づき、理事の職務の執行が効率的に行われるよう業務執行・運営に関する重要事項を審議・決定します。
- (2) 理事会のもとに、代表理事および常勤理事、執行役員をもって構成する常勤役員会を設置し、事業に関する重要事項について協議するほか、代表理事による業務の執行を支えます。
- (3) 理事会は「常勤役員会規則」「執行役員規則」に基づき、執行役員を選任し、当組合の業務を執行させます。
- (4) 理事会は、経営目標・計画について、財務情報とそれを活用した管理会計等により、適時に達成状況を検証し、意思決定の迅速化を図ります。
- (5) 当組合は、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」に基づき、各部門の職務権限を明らかにして、効率的かつ適切な業務を執行します。

5. 当組合と関係会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当組合の理念とビジョンを関係会社と共通の理念・ビジョンとして共有化を図ります。
- (2) 理事会は、関係会社等の会計情報、事業報告、その他経営に関わる重要事項に関して報告を受け、関係会社等の業務の適正確保を推進します。
- (3) 「関係会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導を行い、相互の健全な発展を推進します。
- (4) 代表理事は、「グループのガバナンス・内部統制方針」に基づき、当生協と関係会社一体のコンプライアンス体制、リスク管理体制、情報セキュリティ体制を確立します。

- (5) 代表理事と関係会社社長で構成する社長会を開催し、経営方針および経営状況、経営に関わるリスク、内部統制に関する情報の共有化を図ります。
- (6) 内部監査は、関係会社を含めて実施します。

6. 財務情報の信頼性を確保するための体制

- (1) 専務理事は、消費生活協同組合法および同施行規則ならびにわが国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠した財務報告の信頼性を確保するため、理事会が定める「財務報告に関する内部統制の方針」にもとづき「財務報告信頼プログラム」を運用し、その状況および内部統制報告書を理事会に報告します。
- (2) 「財務報告信頼プログラム」はリスクマネジメントの考え方にもとづいて、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を決定し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価します。
- (3) 当組合各部局は、財務報告に係る業務プロセス統制の整備・運用状況の自己評価を行うとともに、内部監査グループがモニタリングおよび評価を実施します。
- (4) 「公認会計士監査規約」に基づき、組合員および社会からの信頼向上に資するために、監事による監査の他、当組合とは特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受け、その監査報告書を総代会に報告します。

7. 監事の職務を補助する職員に関する事項

- (1) 専務理事は、監事および監事会の職務を補助する、専任職員（監事スタッフ）を配置します。
- (2) 監事スタッフに対する日常の指揮命令権は監事にあることとするほか、職員の異動、人事評価についても事前に監事に説明し、その意見を十分に考慮、反映します。

8. 監事への報告に関する体制

- (1) 専務理事は、理事・執行役員および職員・社員が監事に対して適切に報告する機会と体制を確保します。
- (2) 当組合は、理事・執行役員および職員・社員が監事に対して、コンプライアンス等違反について通報したことを理由に、不利益な処遇は行いません。

9. 監事監査の実効性確保のための体制

- (1) 専務理事は、監事会と定期的に会合をもつほか、監事および監事会が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を確保します。
- (2) 専務理事は、監事が理事会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を確保します。
- (3) 当組合は、監事（監事会）の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務について生ずる費用または償還の処理については、監事の請求等に従い円滑に行い得る体制を確立します。

以上

大阪いずみ市民生活協同組合
2017年 3月21日制定
2018年11月20日一部文言改定